

海外で死亡した相続人の手続きについて

岩手河川国道事務所 用地第一課長 鳥屋部 勝弘
○総務課 専門官 湯田 宏信

【1. はじめに（今回の事例）】

最近では、海外に生活拠点を移している日本人も珍しいことでは無くなり、国際結婚に至る日本人も多いことと思う。

今回報告するのは、堤防用地買収に際し、既に登記名義人が亡くなり相続が発生している中の一事例で、相続人の内の一人である相続人(T)が日本でアメリカ人配偶者(M)と入籍後、渡米しアメリカで亡くなった事例である。（下記【当該事例の相続関係説明図】参照）

一般的に相続人が死亡すると、新たな相続が発生する。

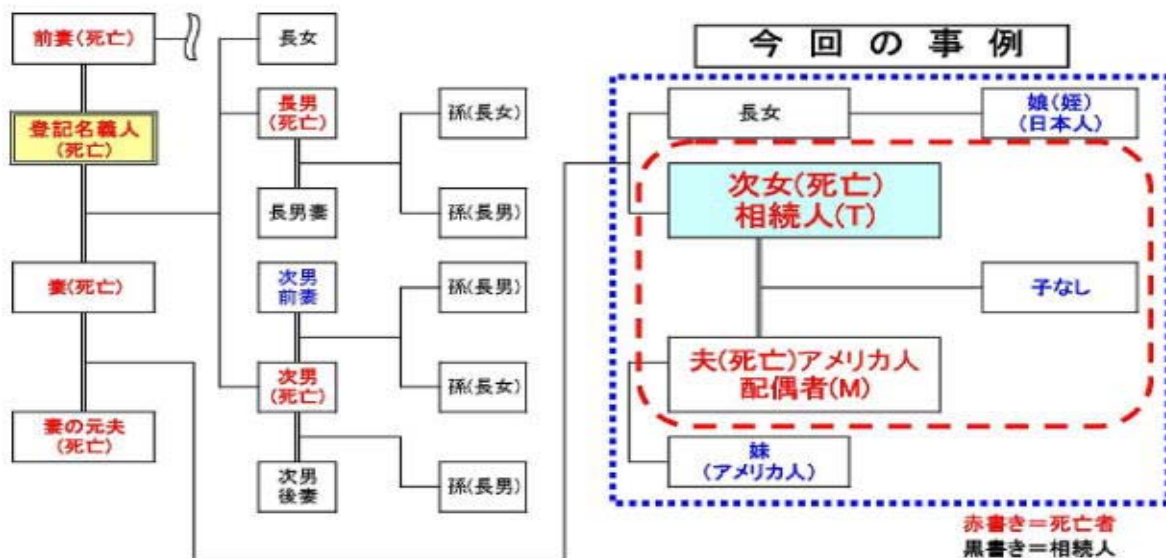
新たな相続を調査する上で、確認する事項は以下の3点である。

- ①相続人の死亡について
- ②相続人の配偶者の存否について
- ③子の存否について

日本に居住し日本で亡くなった日本人の場合、戸籍にて上記3点を確認できるので、確認に手間取ることは無いが、アメリカ等の海外では日本のような戸籍制度が存在しない。

代わりとなるのが、身分登録制度という自分が何者かを証明する制度であるが、これは自分を証明する制度なので、戸籍のように親兄弟等の血縁関係者まで確認できない。

ゆえにこのような場合、相続確認作業が難航することとなる。



【当該事例の相続関係説明図】

【2. 確認事項】

まず初めになぜ、相続人(T)がアメリカで亡くなっていた事が判明したかと言うと、亡くなられた後、配偶者(M)の妹(アメリカ人、以下略)が日本にいる相続人(T)の姪(日本人、以下略)へ死亡診断書を送付していたからである。

この死亡診断書が無ければ、相続人(T)は所在確認不能となり不在者となってしまう、財産管理人選任の手続きが必要になるところであったが、死亡が確認できる証明書が存在したことで、用地買収に向けて動くことができた。

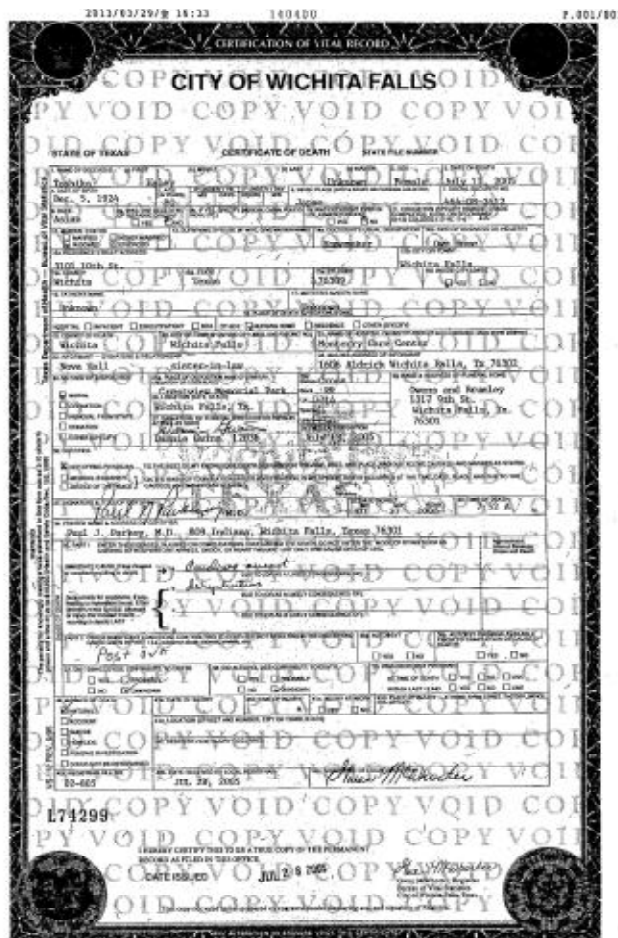
今回の場合、相続人(T)の姪からの聞き取り調査が主体であり、確認した調査結果は以下のとおりである。

- ①大使館等への死亡届提出の有無について、戸籍を確認したところ、死亡の記載が無かったことから未提出であると思われる。
- ②配偶者(M)の存否について、以前配偶者(M)が亡くなった時に墓標の写真を相続人(T)から送付されており、既に亡くなっているとの事であった。
- ③子の存否について、配偶者(M)の妹から相続人(T)に子はいないと聞いている。

【3. 問題点の整理】

上記の確認事項を踏まえ問題点を整理すると、以下の3点となる。

- ①相続人(T)の死亡について、戸籍に反映させる必要があるため、日本にて対応可能か確認すると共に、アメリカの医療機関で発行された死亡診断書の日本での取り扱いも確認する必要がある。
- ②配偶者(M)の存否について、聞き取り調査だけでは、配偶者の存否を証明できないため、配偶者(M)の死亡証明等の書類等が必要となる。



【アメリカの死亡診断書】

③子の存否について、聞き取り調査だけでは、子の存否を証明できないため、何らかの子の存在確認並びに証明等の書類等が必要となる。

【4. 解決策の検討】

3点の問題点を解決し、所有権移転登記するため盛岡地方法務局外に相談した結果、以下の対応が必要との指導を受けた。

①戸籍への死亡の記載については、現在戸籍がある区役所に確認した結果、アメリカの病院で発行された死亡診断書を和訳し、血縁者が死亡届を届け出れば良いとの指導であったため、相続人(T)の姪に対応をお願いすることとした。

②配偶者(M)の死亡証明については、公的機関から証明書を交付してもらうこと。
証明書交付に際し、アメリカの申請機関を確認し、証明書交付手続きを行うこと。

③子の存否については、公的機関から子がいなかった旨の証明書を交付してもらうこと。

今回は、相続人(T)が居住していた州を管轄する領事館に問合せ対応を検討することとした。

【5. 解決に向けての実際の対応】

問題解決に向けて、検討した内容に添って、以下のとおり対応した。

①戸籍への死亡の記載については、区役所からの指導のとおり、アメリカの医療機関で発行された死亡診断書の要点を和訳し、相続人(T)の姪に近隣の役場に届出を依頼した。

その結果、相続人(T)の死亡が日本の戸籍に反映された。

②配偶者(M)の死亡証明については、アメリカのどの州に死亡届けが提出されているか不明であるため証明書の交付依頼が出来ない状況であった。

しかし、埋葬された際の墓標の写真(次項写真参照)があり、この墓標に配偶者(M)の氏名と生存期間が記載されており、この写真が撮影された時期は、まだ相続人(T)が存命であったことが分かる墓標であったので、これを配偶者(M)の死亡証明とできないか盛岡地方法務局に相談したところ、他に手だてが無いことを理解していただき、配偶者(M)の死亡の証明資料として受理していただいた。

③子の存否については、管轄領事館であるヒューストン領事館にメールにて子の存否についての証明方法を問合せした結果、「日本国内での対応については、外務省の海外邦人安全課にて行っており、海外居住邦人の^{かた}証明書関係の交付も行っているため、海外邦人安全課に問合せ願う。問合せされた方については、子の出生届は見受けられなかった。」との回答だったので、外務省海外邦人安全課に確認した結果、「管轄領事館に子が生まれた旨の届出がなされていないからといって、子の存否に関する証明書の交付はできない。日本に届出してないが、アメリカには出生届が提出されている場合も考えられる。その場合、外務省で調査を行うことはしない。このような問合せは、各省庁や自治体から多数あるが、依頼に基づく証明書の交付は一切行っていない。今回も対応しかねる。」との回答であった。

盛岡地方法務局に外務省の対応について、相談した結果、相続人全員(12名)から「自分たち以外に相続人はいない」旨を記載した証明書を作成し対応することとなり、相続人全員に事情を説明し了解を得て作成した証明書にて対応することとなった。



【配偶者(M)の墓標】

【6. おわりに】

このように海外で亡くなった日本人の相続問題の処理に、時間と労力を要することとなったが、解決に至った主な要因として、「①相続人の死亡について」は相続人(T)の死亡診断書が存在し相続人(T)の姪が保管していたこと。「②相続人の配偶者の存否について」は配偶者(M)の墓標の写真が存在し相続人(T)の姪が保管していたこと。「③子の存否について」は相続人全員が積極的に協力し「自分たち以外に相続人がいない」旨を記載した証明書を作成してくれたこと。

そして、盛岡地方法務局をはじめ関係機関の協力によって、幸運にも3点すべてを解決することができ、着手から解決まで約1年の期間を経て、平成25年12月4日付けで、当該事業用地の所有権移転登記が無事に完了し、堤防用地を買収することができた。